

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年5月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第2号

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「安全統括管理者には、部長会構成職員のうち」を「安全統括管理者は」に改め、「要件を満たし」の右に、「た部長会構成職員のうち」を加え、「有する者として高速鉄道部長を充てるものとする」を「有する者の中から局長が選任する」に改める。

第1図中「部長級」及び「高速鉄道部長」を削る。

第2図中「高速鉄道部長」を削る。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)